

## 「私たちは里親制度を応援します」プロジェクト実施要綱

様々な事情により、自分の家庭で生活することができない子どもたちが全国で約42,000人、島根県で約200人います。「里親」は、そうした子どもたちを自分の家庭に迎え入れ、様々なサポートを受けながら育てる制度です。

この事業は、行政、企業及び支援機関等が、島根の未来を担う子ども達の健やかな成長や幸せのため、地域一体となって里親制度の推進に向けた意識啓発及び気運醸成を図ることを目的とします。

### (趣旨)

第1条 この事業において、里親制度の普及啓発への協力を募り協賛を得られた企業や団体等とともに組織的な啓発活動を展開し、里親制度への理解の輪を広げます。

### (協賛事業者の登録)

第2条 この事業の趣旨に賛同し、協賛事業者の登録を受けようとする者は、申込書(様式1)により里親家庭サポートセンターでのひら(以下、「でのひら」とする)に申込みを行います。

2 でのひらは、審査の結果、前号の申込内容が協賛事業者として適当であると認める場合は、登録簿(様式2)に登録し、でのひらホームページにおいて里親制度を応援していただいている事業者として紹介します。

### (協賛事業者の範囲)

第3条 協賛事業者の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録対象としません。

(1) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者

(2) 暴力団の関連する者

(3) その他、この事業の趣旨にそぐわないと認める者

(応援事業の内容)

第4条 協賛事業者は、経営上の負担とならない範囲内で里親制度の普及啓発に協力するものとし、その内容は次の各号に掲げるものなどを想定します。

(1) 事業者のHP・啓発物での啓発

(応援宣言「私たちは里親制度を応援します」、てのひらHPのリンク等)

(2) 啓発活動への協力(場所の提供、グッズのコラボ制作・配布など)

(3) 窓口などでの里親啓発資料の配架

(4) 従業員への出前講座

(5) 事業者内での里親啓発資料の回覧・配布

(登録内容の変更・中止)

第5条 協賛事業者は、登録内容を変更・中止する場合てのひらへ連絡し、てのひらは登録簿の変更・削除を行います。

(協賛事業者の登録取消し)

第6条 てのひらは、協賛事業者が次の各号に該当する場合は登録を取り消すことができます。

(1) 協賛事業者がこの要綱の規定に違反した場合

(2) その他、協賛事業者の実施状況がこの事業の趣旨にそぐわない場合

(個人情報の保護)

第7条 てのひらは、協賛事業者の登録情報等この事業の事務を遂行するために必要な個人情報の収集、利用、管理、廃棄等について、日本赤十字社プライバシーポリシーに基づき、適正に取り扱うこととします。

(規約の変更)

第8条 この規約の内容は、必要に応じ協賛事業者の事前の承諾を得ることなく、てのひらにおいて変更することがあります。

2 この規約の変更に関する告知は、てのひらホームページへの掲載によって行います。